

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 振興課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布
について

計5枚（本紙を除く）

Vol.703

平成31年3月26日

厚生労働省老健局

振興課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3979)

FAX：03-3595-2889

老発0326第31号
平成31年3月26日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第35号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、平成31年4月1日より施行することとしています。

改正省令の主な内容については、下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）の一部改正

- ・ 「介護サービス情報の公表」制度の対象サービスに短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）（以下「介護医療院サービス等」という。）を追加する。
- ・ なお、介護医療院サービス等について報告及び公表の対象とする項目（施行規則別表第1に掲げる項目を除く。）は以下のとおり。
 - （1）介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び入所者等の同意の取得の状況
 - （2）入所者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
 - （3）入所者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び入所者等の同意の取得の状況
 - （4）入所者等に対する入所者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
 - （5）成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況
 - （6）認知症の入所者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - （7）医療行為の内容等の変更に関する説明及び入所者等の同意の取得の状況
 - （8）入所者のプライバシーの保護のための取組の状況

- (9) 身体的拘束等の排除のための取組の状況
- (10) 計画的な機能訓練の実施の状況
- (11) 入所者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
- (12) 栄養管理の質の確保のための取組の状況
- (13) 入浴、排せつ等の介助の質の確保のための取組の状況
- (14) 医学的管理下における介護の質の確保のための取組の状況
- (15) ターミナルケアの質の確保のための取組の状況
- (16) 入所者の身体の状態等に応じた当該サービスの提供を確保するための取組の状況
- (17) レクリエーションの質の確保のための取組の状況
- (18) 退所後の介護サービスの質の確保のための取組の状況
- (19) 在宅療養介護に対する支援の実施の状況
- (20) 相談、苦情等の対応のための取組の状況
- (21) 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
- (22) 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
- (23) 協力病院及び協力歯科医療機関との連携の取組の状況
- (24) 地域との連携、交流等の取組の状況
- (25) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
- (26) 計画的な事業運営のための取組の状況
- (27) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
- (28) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
- (29) 施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
- (30) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
- (31) 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
- (32) 個人情報保護の確保のための取組の状況
- (33) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況
- (34) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
- (35) 入所者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
- (36) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

- ・ その他所要の改正を行う。

第二 具体的な取扱いについて

- ・ 「介護サービス情報の公表」制度の具体的な取扱いについては、「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成 18 年 3 月 31 日付け老振発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知）においてお示ししているところであるが、改正省令も踏まえ、所要の改正を行う予定である。

以上

○厚生労働省令第三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十五第一項及び第百十八条の二第一項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等）</p> <p>第三十四条の十五 令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「都道府県事務受託法人」という。）の指定を受</p>	<p>（指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等）</p> <p>第三十四条の十五 令第十一条の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「都道府県事務受託法人」という。）の指定を受</p>

